

【第1問】

問1 正解 1

1. × 不適切。税理士資格を有していないFPが、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うことができない。したがって、相談者が納付すべき所得税額を計算してはならない。なお、仮定の事例に基づいて税額計算の手順を解説したり税法の解説をしたりすることは参加費有料のセミナーにおいても可能である。
2. ○ 適切。生命保険募集人、保険仲立人または金融サービス仲介業の登録を受けていないFPが、保険の募集や勧誘を行うことはできないが、一般的な保険商品の仕組みや商品内容の説明、必要保障額の試算を有償で行うことは可能である。
3. ○ 適切。投資助言・代理業（いわゆる投資顧問業）の登録をしていないFPは、専門的見地に基づく具体的な投資判断について助言できない。一般的な情報や資料の提供にとどめる必要がある。運用報告書に基づき、その記載内容について説明することは可能である。

問2 正解 3

1. (ア) を求める：611万円 ∴正しい

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{ 年後の基本生活費} : 593 \times (1 + 0.01)^3 = 610.968 \dots$$

$$\rightarrow \underline{611} \text{（万円、万円未満四捨五入）}$$

2. (イ) を求める：199万円 ∴正しい

$$\text{年間収支} = \text{その年の収入合計} - \text{その年の支出合計}$$

$$2024 \text{ 年の妻給与収入} : 572 \times 1.01 \div 578 \text{（万円、万円未満四捨五入）}$$

$$2024 \text{ 年の年間収支} : 634 + 578 - 1,013 = \underline{199} \text{（万円）}$$

3. (ウ) を求める：1,040万円 ∴誤り

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2025 \text{ 年の金融資産残高} : 896 \times (1 + 0.01) + 135 = 1,039.96$$

$$\rightarrow \underline{1,040} \text{（万円、万円未満四捨五入）}$$

【第2問】

問3 正解 2

1. × 不適切。株価純資産倍率（PBR）は、0.91倍である。

$$PBR（株価純資産倍率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

$$WX \text{ 株式会社の } PBR = \frac{2,000 \text{ 円}}{2,200 \text{ 円}} = 0.9090 \cdots \text{ 倍} \rightarrow \underline{0.91 \text{ 倍}}$$

2. ○ 適切。配当性向は、10%である。

$$\text{配当性向（\%）} = \frac{1 \text{ 株当たりの年間配当金}}{1 \text{ 株当たり純利益}} \times 100$$

$$WX \text{ 株式会社の配当性向（\%）} = \frac{30 \text{ 円}}{300 \text{ 円}} \times 100 = \underline{10\%}$$

3. × 不適切。配当利回りは、1.5%である。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{ 株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$WX \text{ 株式会社の配当利回り（\%）} = \frac{30 \text{ 円}}{2,000 \text{ 円}} \times 100 = \underline{1.5\%}$$

問4 正解 1

1. ○ 適切。円定期預金や利息の付く円普通預金などの一般預金等は、1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本1,000万円までとその利息等が預金保険制度により保護される。外貨預金は保護の対象外である。香川さんの金融商品のうち保護される金額は、普通預金100万円と定期預金500万円の合計600万円である。
2. × 不適切。投資信託は預金保険制度による保護の対象外である。細井さんの金融商品のうち保護される金額は、普通預金180万円と定期預金300万円の合計480万円である。
3. × 不適切。大津さんの金融商品のうち保護される金額は、普通預金700万円と定期預金300万円の合計1,000万円である。

問5 正解 3

【景気動向指数 採用指標名（抜粋）】	
先行系列	・新規求人数（除く学卒） ・新設住宅着工床面積 ・（ア 東証株価指数）
一致系列	・鉱工業用生産財出荷指数 ・耐久消費財出荷指数 ・（イ 有効求人倍率（除く学卒））
遅行系列	・常用雇用指数（調査産業計、前年同月比） ・完全失業率（逆サイクル※） ・（ウ 消費者物価指数（生鮮食品を除く総合、前年同月比））

※「逆サイクル」とは、指数の上昇・下降が景気の動きと反対になる指標であることを指す。

【第3問】

問6 正解 2

建築物の延べ面積の上限は、容積率を用いて求める。

前面道路の幅員が12m未満の場合、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数」のいずれか小さい数値を容積率として敷地面積に乗じて求める。

容積率の上限となる延べ面積＝敷地面積×容積率

$$= 300\text{m}^2 \times 360\%^{**}$$

$$= 1,080\text{m}^2$$

※ 6 m（前面道路）×法定乗数 6 / 10 = 36 / 10 ⇒ 360% < 400%（指定容積率）

∴ 360%

問7 正解 3

1. × 不適切。初めて造成されたときに、所有権保存登記がされるのは、権利部甲区（イ）である。
2. × 不適切。地目や面積等が登記されるのは、表題部（ア）である。
3. ○ 適切。金融機関から融資を受け、土地を担保として抵当権が設定される場合、抵当権設定登記がされるのは、権利部乙区（ウ）である。

《解説》

【土地登記記録】

表題部		ア. 物理的現況（土地や建物の表示）
権利部	甲区	イ. <u>所有権</u> に関する事項（所有権の <u>保存</u> ・移転、差押等）
	乙区	ウ. 所有権以外の権利に関する事項（ <u>抵当権</u> 、賃借権等）

問8 正解 2

市街化区域	すでに市街地を形成している区域およびおおむね（ア 10）年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	市街化を（イ 抑制）すべき区域
非線引き区域	（ウ 区域区分）の定められていない都市計画区域

《解説》

都市計画法において、市街化区域とは既に市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。なお、市街化調整区域とは、環境などを保全するために市街化を抑制すべき区域である。

【第4問】

問9 正解 3

正人さんは、2023年10月に交通事故により約款所定の手術（給付倍率10倍）を1回受け、その後継続して12日間入院した。また、同年12月には急性心筋梗塞で継続して7日間入院し、その後死亡した。この場合に支払われる保険金および給付金は、合計（ア 1,290,000円）である。

《解説》

交通事故により手術・入院、死亡、また急性心筋梗塞により入院・死亡しているため、下記の給付金を受け取ることができる。

死亡・高度障害保険金	100万円
入院給付金	1万円/日×（12日＋7日）
手術給付金	1万円×10倍

∴保険金の合計 100万円＋19万円＋10万円＝129万円

問10 正解 3

2012年1月1日以降に西里光一さんが締結した契約の生命保険料控除について、

- ・ 終身保険（無配当 新生命保険料）
：年間支払保険料78,600円←新一般生命保険料控除の対象
- ・ 医療保険（無配当 介護医療保険料）
：年間支払保険料48,300円←介護医療保険料控除の対象

生命保険料控除額の速算表により、年間保険料に応じた控除額を求める。

- ① $78,600円 \times 1/4 + 20,000円 = 39,650円$
- ② $48,300円 \times 1/4 + 20,000円 = 32,075円$
- ①＋②＝39,650円＋32,075円＝71,725円

問11 正解 2

1. ○ 適切。保険会社ごとに地震保険の保険料が異なることはない。地震保険では、建物の構造や所在地などによる地震リスクの差異に応じた区分を設けており、「建物の構造や所在地」によって保険料率が異なる。
2. × 不適切。地震や噴火またはこれらによる津波を原因として、居住用建物または家財に生じた損害が、全損・大半損・小半損・一部損の4区分のうちいずれかに該当する場合に損害の程度に応じて保険金が支払われる。
3. ○ 適切。地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30%～50%、ただし表のとおり上限あり。

保険の対象	保険金額（上限）
居住用建物	5,000万円
家財	1,000万円

【第5問】

問12 正解 2

- ・不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表および（ア 損益計算書）を確定申告書に添付して法定申告期限内に提出している場合には、原則として、これらの所得を通じて最高（イ 55万円）を控除することができる。
- ・この（イ 55万円）の青色申告特別控除を受けることができる人が、所定の帳簿の電子帳簿保存または国税電子申告・納税システム（e-Tax）により電子申告を行っている場合には、最高（ウ 65万円）の青色申告特別控除が受けられる。

《解説》

なお、法定申告期限後に提出した場合には、最高10万円を控除することができる。

【青色申告者が適用を受けられる税務上の特典】

- ・青色申告特別控除の適用
- ・青色事業専従者給与の必要経費算入
- ・翌年以降3年間の純損失の繰越控除
- ・純損失の繰戻還付 など

問13 正解 3

[小田さんの説明]

「納税者の配偶者の合計所得金額が（ア 48万円）以下の場合、配偶者控除が適用され、（ア 48万円）超133万円以下の場合は配偶者特別控除が適用されます。なお、納税者の合計所得金額が（イ 1,000万円）超の場合、配偶者の所得金額にかかわらず、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることができません。従って、忠さんの所得税の計算上、（ウ 配偶者控除）の適用を受けることができます。」

《解説》

所得税において、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、納税者本人は配偶者控除の適用を受けることはできない。

【配偶者控除の適用要件】

- ① 配偶者と生計を一にしている
- ② 配偶者の合計所得金額が48万円以下
- ③ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下
- ④ 配偶者が（青色）事業専従者ではない

【配偶者控除の控除額】

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者※
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

※老人控除対象配偶者とは、70歳以上の控除対象配偶者のことである。

問14 正解 1

土地・建物を譲渡した年の1月1日における所有期間

- ・ 5年以下：分離短期譲渡所得
- ・ 5年超 ：分離長期譲渡所得

本問は、15年前に購入とあるため分離長期譲渡所得になる。また、居住用財産を譲渡した場合において一定の要件を満たす場合は、その譲渡益から3,000万円を特別控除できる。3,000万円を控除してもなお譲渡益が残る場合は、その譲渡益に課税される。

課税長期譲渡所得金額＝譲渡価格－（取得費＋譲渡費用）－特別控除3,000万円
--

課税長期譲渡所得の金額＝6,000万円－（1,500万円＋500万円）－3,000万円
＝1,000万円

【第6問】

問15 正解 3

本問において、第一順位にあたる子はいない。第二順位にあたる定則さんと和子さんは既に死亡している。したがって第三順位の紀夫さんと久美さんが相続人となる。久美さんは既に死亡しているため、代襲相続人である隆太さんが相続することになる。

したがって、民法上の相続人は、恵子さん・紀夫さん・隆太さん（久美さんの代襲相続人）である。

法定相続分は、恵子 3/4、紀夫 1/8、隆太 1/8である。

問16 正解 3

[米田さんの回答]

「配偶者から居住用不動産の贈与を受けた場合、その（ア 贈与があった日）において、配偶者との婚姻期間が20年以上あること等の所定の要件を満たせば、贈与税の配偶者控除の適用を受けることができます。なお、贈与税の配偶者控除の額は、最高（イ 2,000）万円です。」

《解説》

【贈与税の配偶者控除について】

対象となる贈与	居住用不動産の贈与または居住用不動産を取得するための金銭の贈与
婚姻期間の要件	贈与者である配偶者との婚姻期間が20年以上であることが必要
申告要件	一定の事項を記載した贈与税の申告書を提出することが必要
控除額	基礎控除110万円とは別に、最高2,000万円

【第7問】

問17 正解 2

＜有馬家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	240
普通預金	370	負債合計	240
定期預金	800	[純資産] (ア 6,005)	
財形年金貯蓄	280		
投資信託	450		
上場株式	320		
生命保険（解約返戻金相当額）	125		
不動産（自宅用マンション）	3,900		
資産合計	6,245	負債・純資産合計	6,245

＜バランスシートの作成の手順＞

- ① 設例のデータ [保有財産（時価）] [負債残高] から、有馬家の資産合計と負債合計を求める。

資産合計は6,245万円、負債合計は240万円となる。

- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も6,245万円となる。

- ③ 純資産を求める。

純資産＝資産合計－負債合計＝6,245万円－240万円＝6,005万円

問18 正解 2

退職一時金のうち500万円を年利1.0%で複利運用しながら5年間で均等に取り崩す。

年間で取り崩すことができる最大金額は、「退職一時金の一部×資本回収係数」で求められる。

500万円×0.20604（1.0%・5年の資本回収係数）＝1,030,200円

問19 正解 2

被保険者の資格喪失日から（ア 20日）以内に申出をすることにより、最長で（イ 2年間）、任意継続被保険者となることができる。なお、任意継続被保険者となるためには、資格喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったことが必要である。また、任意継続被保険者は、一定の親族を被扶養者とすること（ウ はできない）。

《解説》

健康保険の「任意継続被保険者制度」とは、被保険者期間が継続して2ヵ月以上あった者が、希望により、被保険者資格喪失後20日以内に申請すれば、退職日の翌日から最長2年間は退職前の健康保険に任意加入できる制度である。保険料は全額負担することになる。

問20 正解 1

1. × 不適切。老齢基礎年金を繰上げ受給した場合の年金額は、繰上げ期間に応じて1ヵ月当たり0.4%の割合で一生涯減額される。2022年4月より減額率が0.5%から0.4%に改正されている。
2. ○ 適切。老齢基礎年金を繰上げ受給した場合の年金額の減額は、一生涯続く。繰上げの請求後に取消しや変更はできず、一度決まった減額率による年金を受け取り続けることになる。
3. ○ 適切。老齢基礎年金と老齢厚生年金は、同時に繰り上げなければならない。ちなみに、その場合の付加年金も同じ率で減額されて受取りが始まる。また、振替加算が付く場合は繰り上がりず本来の加算時期から加算される。老齢厚生年金（報酬比例部分）に加給年金が支給される場合も、加給年金は繰り上がりず本来の加算時期から加算される。なお、老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰り下げることができる。